

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.94

【事務局】北海道立消費生活センター<http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

ギャンブル等依存症で 困っていませんか？



消費者庁の調査によると、平成 29 年度に PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された借金の問題に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数は、2万 6,387 件中、535 件で、また、平成 29 年度に精神保健福祉センターや保健所に寄せられたものでは相談件数は、4,843 件でした。ギャンブル等にのめり込んだことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がありますので注意をしましょう。



ギャンブル等依存症ってなに？

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、欲求のコントロールができなくなる精神疾患の一つです。ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺や犯罪などの社会問題を引き起こすこともあります。

ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。



**やめたいのにのにやめられない。。。
ギャンブル等依存症のサインでは？**

- ・負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
 - ・ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。
- これが依存症の警告サイン。

裏面につづきがあります。



注意すべきポイントは？

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。
- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、専門家の支援を受けることが重要です。また、同じ問題を抱えた人同士でつながり、回復をめざしていく自助グループに参加するという方法やリハビリ施設を利用する方法もあります。ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。
- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。
- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直す機会を奪ってしまいます。

気になることがあったら？



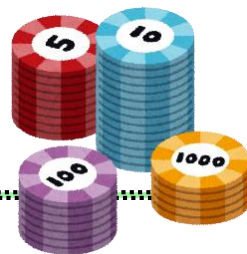
少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ（消費者庁 web サイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

相談先となる窓口の情報などが掲載されています。

参考：消費者庁 web サイト

北海道弁護士会連合会からのお知らせです



2019年11月22日（金）の18時から教育文化会館 4 階講堂（札幌市中央区北 1 条西 13 丁目）において、ギャンブル等依存症の話もある IR に関するシンポジウムが開催されます。（参加費無料、事前申込み不要）

詳細は札幌弁護士会 HP をご覧ください。

<https://www.satsuben.or.jp/events/2019/19details.html>